

第9 地域の安全を守る活動

1 地域の安全・安心を確保する交番・駐在所

(1) 交番・駐在所の活動

地域住民にとって最も身近にある交番・駐在所は、道内に交番が313か所、駐在所が404か所あります（令和3年4月1日現在）。交番・駐在所の警察官は、地域住民が日常生活で不安に感じていること、困りごと等を把握して、地域住民と一緒に問題の解決に取り組み、地域の安全を守る活動を行っています。

ア パトロール、立番

交番・駐在所の警察官は、地域住民を事件・事故から守るため、昼夜間の別なく地域をパトロールし、不審者に対する職務質問や家庭等に対する防犯指導等を行って、地域で発生する身近な犯罪や事故の防止と検挙活動に努めています。

また、交番の施設外の視野の広い場所に立って警戒するとともに、通行する方々への挨拶・声掛け、犯罪の予防・検挙に当たる立番を行っています。



【警察官によるパトロール】

イ 巡回連絡

交番・駐在所の警察官は、担当地域の家庭や会社・店舗等を訪問して、防犯指導や地域住民の意見・要望の聴取を行うとともに、緊急時の連絡に役立てるため、巡回連絡カードの記載をお願いしています。

ウ 地理案内

交番・駐在所では、警察官が地域の特徴を盛り込んで作成した管内図を活用して、来訪者に地理案内を行っています。

エ 各種届出の受理

交番・駐在所の警察官は、落とし物等の届出を受けるほか、万一、地域住民が犯罪の被害や交通事故に遭った場合にも直ちに届出を受理し、事件や事故における初動対応に当たっています。

(2) 地域住民との連携・協働活動

ア 問題解決活動

交番・駐在所の活動を通じて把握した要望・意見等の情報から、地域住民に身近な問題を積極的に取り上げ、住民と連携・協働して問題解決を図る「はまなす活動」に取り組んでいます。

イ 防犯支援活動

交番・駐在所の警察官は、保育所・小学校における防犯教室や交通安全教室、高齢者を対象とした特殊詐欺の被害防止講話等を行っており、寸劇等の特色ある活動を行っている警察官もいます。

ウ 情報発信活動

交番・駐在所の警察官は、地域の事件・事故の発生状況や被害に遭わないためのポイント、地域の身近な話題等を盛り込んだ「交番・駐在所広報紙」を発行し、各家庭に配布・回覧しています。

また、特に注意してもらいたい身近な事件・事故については、「交番・駐在所速報」を作成し、交番・駐在所の掲示板に掲示したり、広報紙と同じく各家庭に配布・回覧するなど、タイムリーにお知らせしています。



【駐在所速報】

(3) 住民サービスの向上

交番・駐在所では、警察官が事件・事故の捜査やパトロール等で一時的に不在となる場合、交番・駐在所を訪れる方に不便を感じさせないために、交番相談員を配置したり、電話の不在時転送装置を設けるなどして、住民サービスの向上に努めています。

ア 交番相談員

北海道警察では全国に先駆けて、昭和62年に「交番相談員」制度を導入し、交番相談員が警察安全相談や地理案内、各種届出の受理等の業務を行い、警察官の活動を支援しています。

イ 不在転送電話

交番・駐在所に警察官が不在でも、事務室内の電話機の受話器を持ち上げるだけで警察署と連絡がとれるシステムになっています。

ウ コミュニティルーム

平成5年以降に新設・改築された交番・駐在所には、地域住民の意見・要望を伺ったり、交番・駐在所連絡協議会のほか、地域の安全に向けた会合等にも利用できるスペースとして、コミュニティルームを設けています。



【コミュニティルーム】

道警最前線～現場からのメッセージ～



島でひとりのおまわりさん

警察署 地域・交通課 警部補

私は、「地域の人のため仕事がしたい」との思いから警察官になり、それがより強くなったのは、住民約180人の離島での2年間の単独駐在所勤務でした。

島の人口の半分以上が高齢者、さらに、少ないながらも子供もいる島であり、夏の観光シーズンには、様々な人が訪れますので、島民が抱く「平和な島だから犯罪や事故に巻き込まれない」という保証はどこにもありません。

平和な島だからこそ、平和であり続けるために何かできることはないかと考えてたどりついたのが「島民が事件や事故に巻き込まれない予防策に取り組む」ことでした。

私は、早速、巡回連絡で島民が不安に思うことを把握し、それを島民と協働して問題解決を図る活動を推進しました。

具体的には、特殊詐欺被害防止のための手口マニュアルを作ったり、こども110番の家を新設して子供達にスタンプラリーを実施する、また、事件事故防止のための見守り活動など島民が被害に遭わないための取組を考えて実行し、島民の防犯意識も向上しました。

その結果、2年間の勤務を終え島を離れる際、ある方から手紙をいただき、そこには「2年間島民や子供達の安全を見守っていただきありがとうございます。安心できました。」と書かれており、島での2年間の苦労が報われたと実感しました。

私は、この貴重な経験を生かし、これからも地域住民のことを第一に考え、日々の業務に励んでいきます。

2 110番受理状況

(1) 「110番」制度

「110番」は、昭和29年に事件・事故発生時の緊急通報電話番号として全国統一されました。現在では、警察本部(方面本部)の通信指令室で通報を受理すると同時に、カーロケータやGPS機能を有した携帯無線機など最新鋭の各種システムを駆使して、現場近くの交番・駐在所、パトカー等に無線指令を行い、警察官を現場に急行させています。

(2) 110番通報の受理件数

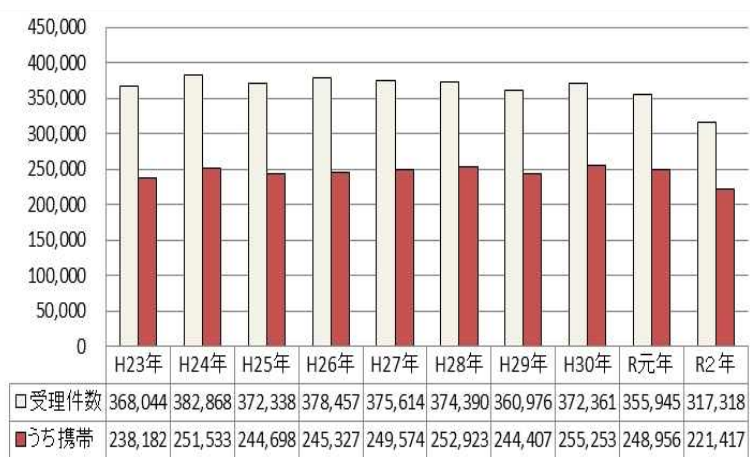
令和2年中の道内における110番通報の受理件数は31万7,318件で、前年より3万8,627件減少しました。

ここ数年は、携帯電話からの通報が6割以上を占め、令和2年中における携帯電話からの通報は、全体の69.8%でした。

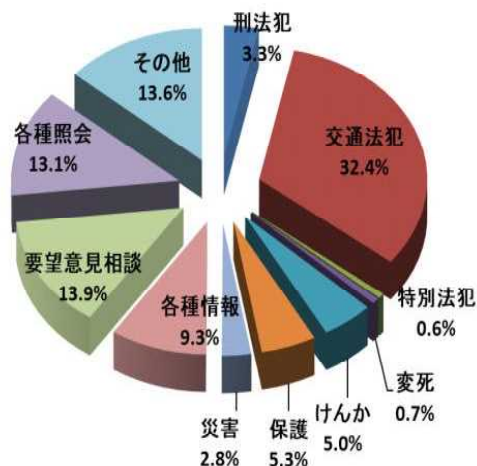
- ・ 1日平均受理件数867件（1分40秒に1件の割合）
- ・ 道民約17人に1人が利用



【警察本部通信指令室】



【110番通報の受理件数等】



【110番通報内容別受理状況】

3 メール110番システム等の運用

(1) メール110番システム

通常の110番通報を利用することが困難な聴覚機能や言語機能に障害のある方、声を出せない状況にある方が、インターネットに接続可能な端末を利用して、文字により通報可能なシステムです。

(2) 110番アプリシステム

聴覚に障害のある方など、音声による110番通報が困難な方がスマートフォンなどを利用して、文字（チャット方式）や画像で通報可能なシステムです。

(3) ファックス110番

- ・ 警察本部 011-241-1110
- ・ 函館方面本部 0138-51-1110
- ・ 旭川方面本部 0166-34-1110
- ・ 釧路方面本部 0154-31-1110
- ・ 北見方面本部 0157-31-1110



110番アプリシステムとメール110番システムはこちらから